

就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務受託候補者 募集要項

就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務の受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

なお、本受託候補者募集は、本業務に係る京都市の令和6年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものです。そのため、予算が成立しなかった場合、本受託候補者募集及び受託候補者の選定等は無効となります。この場合、本件募集のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできません。また、予算が成立した場合も、契約の締結は令和6年4月1日以降となりますことをあらかじめ、御了承くださいますようお願い申し上げます。

1 業務の目的

バブル崩壊後の経済低迷期に就職活動期を迎え、思うような就職ができず、不本意ながら不安定な仕事を続けている方や離職された方などのいわゆる就職氷河期世代の方が抱える固有の課題や、地域企業の担い手のニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援を実施するとともに、就職氷河期世代の方を受け入れる地域企業を掘り起こすことにより、就職氷河期世代の方の活躍の場を更に広げ、地域企業の持続的発展にもつなげることを目的とします。

とりわけ、令和6年度は、オンライン就労支援サービス「キャリアジム京都」の登録者に満足いただけるコンテンツを一層増やすとともに、登録者の就職に向けた意欲を高めることで、相談人数及び就職者数の増加を図るものとします。

2 業務の内容

(1) 件名

就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 契約内容

委託仕様書のとおり

3 契約上限額

金15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザル応募の参加要件

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていることとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) （略）
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公告に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 共同事業体による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（1）～（5）の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次に示すところにより、別添様式の「就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務委託に関するプロポーザル参加表明書」（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとします。

(1) 提出先

「12 問合せ先及び提出先」に同じ

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（別添様式1）：1部

- (イ) 企画提案書（任意様式）：5部
目標として、委託仕様書5（1）で掲げる京都市内に事業所がある中小企業への就業者数（正規雇用者数）を明記すること。
- (ウ) 見積書（任意様式）：1部
提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。
- (エ) 企画提案者の概要が分かる資料（法人登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）、定款又は寄付行為の写し等）：1部
- (オ) 直近の決算書又はこれに類する書類：1部
なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、(ア)～(オ)に加え、次の(カ)～(ケ)に掲げる書類を各1部、提出してください。
- (カ) 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- (キ) 納税証明書（国税及び京都市税：直近2か年分）（発行日から3か月以内のもの）
- (ク) 使用印鑑届（別添様式2）
- (ケ) 誓約書（別添様式3）

イ 提出期限

令和6年3月19日（火）正午（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送（イの提出期限内必着で書留郵便に限る。また、必ず到達確認を行うこと。）で提出することとします。

なお、持参による受付を行う時間は、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時までとします（ただし、正午から午後1時までを除く）。

エ 記載要領等

アの提出書類のうち、企画提案書の記載要領については、「7 企画提案書記載要領」を参照してください。

オ 注意事項

(ア) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(イ) 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合があります。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。

- a 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- b 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- c 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- d 虚偽の内容が記載されているもの（提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。）

(ウ) 失格となる見積書

委託金額の上限額を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とします。また、著しく低い価格で見積書を提出したときは、諸法令が遵守されているかなど、見積書の内容を応募者に確認したうえで、失格とする場合があります。

(エ) 制約事項

- a 提出書類の作成・提出に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- b 提出書類は、受託者の選定以外には、応募者に無断で使用しません。
- c 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- d 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めません。
- e 提出書類は、全て返却しません。

6 本件に関する質問期限及び回答

(1) 質問できる者

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4 プロポーザル応募の参加要件」を満たしている者としてします。

(2) 質問期限

令和6年3月12日(火)午後5時まで

※期限後の質問は、一切受け付けません。

(3) 質問方法

京都市産業観光局産業企画室(担当:吉田、上田)に電子メールでお問い合わせください。(事業者名、担当者名及び連絡先を明記してください。)

なお、件名は「就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務委託に関する問合せ」とし、電子メール送信後は、必ず電話により上記担当者受信確認を行ってください。

(4) 回答日及び回答方法

令和6年3月15日(金)までに、質問をされた者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知します。

7 企画提案書記載要領

- (1) 提案者は、本書及び委託仕様書に記載した要件(以下「仕様要件」という。)を遵守したうえで、提案者独自の創意工夫を凝らした提案を行うよう努めることとします。
- (2) 様式は任意としますが、原則、A4サイズ(両面使用)とします。ただし、図面等はA3版の用紙をA4サイズに折り込むことを可とします。
- (3) 専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力わかりやすい表現で記載し、紙媒体で提出することとします。
- (4) 次に掲げる項目は、必ず企画提案書に盛り込むこととします。

- 運営目標「「キャリアジム京都」の新規登録者数：1,000人以上」（委託仕様書5－（2）－ア参照）を明記するとともに、その実現戦略を提案すること。
- 運営目標「相談者の人数：延べ2,000人以上」（委託仕様書5－（2）－イ参照）を明記するとともに、その実現戦略を提案すること。
- 運営目標「京都府内に所在する事業所に正規雇用労働者として就職した就職氷河期の方（または新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方）の人数：35人以上」（委託仕様書5－（1）－ア参照）及び「京都市内に本店（本社）又は主たる事業所が所在する中小企業等に正規雇用労働者として就職した就職氷河期世代の方の人数：30人以上」（委託仕様書5－（1）－イ参照）を明記するとともに、その実現戦略を提案すること。
- 運営目標「就職氷河期世代対象求人企業の開拓数：延べ100社以上」（委託仕様書5－（2）－ク参照）を明記するとともに、その実現戦略を提案すること。
- 観光関連産業や運輸業等の担い手不足が顕著な業界をはじめとした、地域企業と就職氷河期世代の方等をつなぐための効果的な事業や、地域企業の魅力発信方法等について、企画提案をすること。

8 企画提案書に関するプレゼンテーション

応募者から提出された企画提案書の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

（1）日時

令和6年3月22日（金）（予定）で別途指定する日時

（2）場所

未定（京都市役所本庁舎周辺を予定。決定次第、連絡します。）

（3）注意事項等

ア プレゼンテーションの実施時間は、30分程度とし、企画提案の説明時間は15分程度、審査委員からの質問及びその回答時間は、15分程度とします。

イ プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とします。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書で実施することとします。（パソコン、プロジェクター及びスクリーン等は使用できません。）

9 受託者の決定

（1）受託候補者の決定

本市が設置する審査委員会が、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別紙「評価基準」に基づいて審査を行い、合計点が60点以上の者の中から、点数が最も高い者を受託候補者として選定します。本市は、この選定結果を踏まえ、受託候補者を決定します。

なお、応募者が1者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が60

点以上)であり、かつ審査委員会の委員の意見聴取を行ったうえで、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、受託候補者として決定します。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、書面をもって通知します。(令和6年3月下旬頃までに発送予定)
また、京都市公式ホームページ(京都市情報館)上にて、参加した事業者、評価点及び選定理由を公表します。

なお、審査の経過等に関する問合せには応じません。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結します。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行います。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とします。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ、決定します。

(2) 契約内容

契約内容は、委託仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ、決定します。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなします。

(3) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとします。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とします。

(5) 再委託の原則禁止

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではありません。

(6) 標準保証書の提出

受託者は、キャンパスプラザ京都6階の「京都市わかもの就職支援センター」内に就職氷河期世代活躍支援コーナーを設置する建物賃貸借契約の手続きの際、保証人を立てていただき、使用許可を受けた者及び保証人の署名、捺印のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて、御提出ください。

ア 保証人の資格要件

- (ア) 日本国内に住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所)を有すること(可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること)
- (イ) 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること

※ 保証人を立てることが困難な場合は、使用料(年額)の1/4の保証金を納付してください。

なお、保証金の納付により使用者の財務状況が悪化すると本市が判断する場合、未納の使用料や損害賠償に対する本市のリスクを回避できると認められる良好な財務状況の確認により、保証人、保証金を不要とすることがあります。

1 1 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこととします。
- (2) 契約期間が終了するとき（継続して契約するときを除く。）又は契約が取り消されたときは、受託者の負担において、速やかに施設を原状に復旧させるとともに、次の業務受託者が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとします。
- (3) 本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力することとします。
- (4) 本業務で知り得た個人情報及び企業情報等については、本業務の目的にのみ使用できるものとし、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱うこととします。
- (5) 本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。

また、受託者は、本業務の成果について著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

なお、本市は、本市施策の目的のために本業務の成果を二次利用することがあります。

- (6) 本事業は、国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用して行うため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱」に規定される要件を遵守することとします。
- (7) その他、本件に関して疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、決定するものとします。

1 2 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局産業企画室 担当：吉田、上田

TEL：075-222-3756 / FAX：075-222-3331

電子メールアドレス：ninaitekakuho@city.kyoto.lg.jp